

実績報告書 記載例

(様式第 9 号)

年 月 日

(あて先)

公益財団法人
東大阪市産業創造勤労者支援機構
代表理事 嶋田 亘

所在地
名称
代表者

国内展示会出展支援助成金助成対象事業実績報告書

令和 年 月 日付け公財産動第 号により助成金の交付の決定を受けた上記の助成事業について、助成事業が完了したので、国内展示会出展支援助成金交付規程第 14 条の規定により下記のとおり報告します。

記

1. 実施した助成事業の内容及び出展の効果
助成対象事業実施状況報告書のとおり

2. 事業収支決算の内容
助成対象収支決算書のとおり

必ず代表社印（丸印）を押印してください。
※社印（角印）はNG×

本機構から届いた「交付決定通知書」の右上に記載されている号数と日付をご記入ください。

(様式第 4 号)

公財産動第 号
令和 年 月 日

様

公益財団法人
東大阪市産業創造勤労者支援機構
代表理事 嶋田 亘

国内展示会出展支援助成金交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のありました国内展示会出展支援助成金について、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1. 交付金額 円 以内

2. 条件

(1)当該助成金は申請のあった事業以外に使用しないこと。

(2)当該助成事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに収入及び支出を証する書類を整備し、助成金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保管すること。

(3)国内展示会出展支援助成金交付規程に違反し、その助成事業の執行方法が不適当と認められた場合は、その交付決定をとり消すことができる。交付した助成金の返還を求められる可能性がある。

(4)国内展示会出展支援助成金交付規程第 14 条の規定による実績報告書を提出すること。

(5)本書で通知した金額を交付上限金額とし、交付決定通知以降の上限金額変更はできません。

(6)交付決定通知後、当該助成金に追加交付を希望する場合は、追加交付申請書を提出すること。

本機構から届く「交付決定通知書」